

大阪市未来都市創生会議設置要綱

制定 平成 27 年 7 月 7 日

改正 令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、大阪市のまち・ひと・しごと創生に係る「人口動向及び将来推計」及び「総合戦略」を策定するとともに、持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の理念も踏まえ、総合戦略を着実に推進するため、大阪市未来都市創生会議（以下「創生会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第 2 条 創生会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 「人口動向及び将来推計」及び「総合戦略」の策定・推進に関すること。
- (2) 総合戦略における SDGs の達成に向けた取組の推進に関すること。
- (3) その他、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第 3 条 創生会議は、市長、政策企画室が所管する事務を担当する副市長（以下「副市長」という。）、副首都推進局長、市政改革室長、デジタル統括室長、市長が指名する区長、政策企画室長、危機管理監、経済戦略局長、市民局長、財政局長、大阪都市計画局長、計画調整局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、環境局長、都市整備局長、建設局長、大阪港湾局長及び教育次長で組織する。

- 2 創生会議に座長及び座長代理を置く。
- 3 座長は、市長をもって充てる。
- 4 座長代理は、副市長をもって充てる。
- 5 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 座長は、創生会議を招集し、主催する。

- 2 座長が必要と認めるときは、前条第 1 項に掲げる者以外の者を創生会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 座長は、やむを得ない事由により創生会議の開催が困難であるとき又は審議事項が軽微であるときは、書面により会議を開催することができる。

(検討部会)

第 5 条 特別の事項について調査検討させるため、創生会議に検討部会を設置する。

- 2 検討部会は、座長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第 6 条 創生会議の庶務は、政策企画室企画部において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、創生会議に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。